

総務省交渉

自治労は、2025現業・公企統一闘争の一環として4月15日に総務省交渉を実施した。

自治労からは現業評議会川口議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事と亀瀧労働条件局長が出席し、総務省からは、伊藤将吾自治行政局公務員部公務員課係長他が対応した。

交渉概要は次の通り。

要請項目 1

住民ニーズの多様化・複雑化が進む中、感染症や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。現場を熟知している現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在し、災害時では初動体制の確保や大量発生する災害ごみ対応、避難所の開設・運営などに対し課題が生じている。そのため、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用については、自治体の判断を尊重すること。あわせて、確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。

要請項目 1 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化をはかるとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。
- 総務省としても、地方公共団体の職員数の実態などを勘案して地方財政計画に必要な職員数を計上しているところ。
- 今後とも、地方公共団体の実態などを十分に踏まえて、必要な対応を行ってまい

【自治労】

現業職員の新規採用について、自治体判断を尊重し、技術的な助言等はしていないのか、改めて確認したい。また、現業職員も含めて、自治体の人員確保に必要な財政措置をお願いします。

【総務省】

職員の採用については、技能労務職員を含め自治体の判断である。行政の合理化・能率化をはかっていただいた上で、地域の実情を踏まえて適正な人員配置に取り組んでもらいたい。総務省としても、自治体の職員数の実態等を勘案して、地方財政計画に職員数を計上しており、今後もそのような対応をしていきたい。

【自治労】

採用は自治体判断ということだが、自治体によっては、これまでの民間委託の流れに引っ張られている。「現業職員の採用は自治体判断」というような通知を出せないか。

【総務省】

定員管理の観点で申し上げると技能労務職員の採用も含め自治体判断につきる。かつて職員を抑制していた時期はあるが、自治体判断で防災職員を増やしていくとか、メリハリのある人員配置をされてきている。助言では、自治体の判断で行政の

合理化をしていただいた上で、地域の実情を踏まえて適正な人員配置を行うよう、通知を出しているのです。採用も含め必要に応じて対応いただければと思う。

要請項目 2

これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、人件費や物価の高騰により十分な費用対効果が得られず、業務によっては偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて自治体では民間委託を導入した結果、民間事業者の破産申請による公共サービスの提供が停滞した事例や、災害発生時では免責事項により住民の命と暮らしを守るための緊急的な対応に問題が生じた事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的效果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

要請項目 2 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が地域の実情に応じて自主的に判断すべきものであると考えている。
- また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても委託先が破産等で業務が滞った場合等でも適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。

なお、今般の資材価格の高騰や賃金上昇等にかかる民間委託等の運用については、委託料の増加に対して、適切に対応するよう重ねて助言通知を行ったほか、令和7年度の地方財政計画において、地方自治体の施設管理等の委託料の増加対策として、一般行政経費に600億円を計上している。
- また、災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。
- 総務省としては、地方自治体に対して、民間委託に取り組むにあたって、行政としての責任を果たしうよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。
- 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言してまいりたい。

【自治体】

地方自治法第2条「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされ、また地方財政法第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と定められている。

労働人口の減少や委託費の高騰により、この間、数年をみても社会情勢が大きく変化している。必ずしも民間委託がコスト削減に繋がらないと考えるが、これらの法律の主旨も踏まえ、総務省の考えはどうか。

あわせて、能登半島地震やこの間の豪雨による水害などをはじめ、全国各地ではさまざまな大規模自然災害が発生している。災害対応、復旧・復興の際であるが、現場の判断や対応が極めて重要であると考えるが、安易にすべて民間などに委ねるのではなく、自治体職員が対応すべき業務が多々存在すると考える。平時はもとより、災害時では現場や施設を把握している、現場を熟知してる現業職員をはじめ、自治体職員の配置が重要と考えるが、総務省の見解はいかがか。

【総務省】

民間委託をとるのか、直営にするのか、いずれが有効なのかについては、委託先の民間事業者の有無や自治体の体制など、地域の取り巻く状況が異なるので各自治体において自主的に判断していただくものと考ええる。

災害時については、自治体職員もマンパワー不足になると思うので、民間事業者をはじめとしたさまざまな団体と連携して対応していると承知している。

【自治労】

自治体もマンパワー不足でNPO等も含めて、復旧・復興していくべき認識は現場も同じ。ただ、重要な意思決定は自治体職員であり、民間事業者ではなしえないと考える。現場対応を含め、臨機応変の対応は、自治体職員の配置を含めて意思決定は自治体が行うべきと考えるが。

【総務省】

民間委託を行っていても、委託した業務責任は行政に帰属するので、民間委託していても適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考える。

【自治労】

民間委託か直営かについては、自治体判断でフラットな位置づけになってきたが、多くの首長・自治体はまだ委託の考え方が根強い。そうではない、という考え方を総務省から示してもらえれば現場でも柔軟に動きやすい。現場意見として受け止めていただきたい。

【自治労】

この間自治労とのやりとりの中で、民間委託、採用抑制については、従前より改善されフラット化されつつあると感じている。その中で、行革事例調査が行われていたと思うが2022（令和4）年までの記録しかない。それ以降はどのような状況になっているのか。

【総務省】

行革事例調査は令和4年4月1日時点が最新となっている。一旦停止しており、その後は把握していない。指定管理に関しては3年に1回の調査しており、令和6年4月1日の調査結果は近日中に公開したい。

【自治労】

今後行革事例調査は実施しないのか。

【総務省】

必要に応じて実施する可能性はある。

【自治労】

民間委託状況調査（行革事例調査）は必要に応じて実施すると回答があった。骨太方針の中で、以前はトップランナー方式があって、その中に公的サービスの民営化があって、民間委託状況調査を実施していたのかなと認識している。調査を一旦実施していないのであれば、トップランナー方式自体も実施しないということか。

【総務省】

トップランナー方式については自治財政局で地財の話として検討している。調査を実施しないからトップランナー方式をしないということではない。調査は一旦停止していた、ということである。

要請項目 3

自治体職員が直接住民と接することでしか提供できない公共サービスも存在している。日常の行政サービスはもとより、とくに災害対応では現業職員が迅速に対応することで効果的な復旧・復興につながる事例があることから、住民ニーズや地域実情を熟知している現業職員の特性を活用するため、現業職場における再公営化について自治体判断を尊重するとともに事例等を周知すること。

要請項目 3 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 民間委託等をはじめとする行政サービスの提供手法については、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという、行政としての責務を果たすことが重要であると考えている。
- その上で地域の実情に応じて、民間委託か直営かの選択を含めて、各自治体において、自主的に判断すべきものであると考えており、各地方自治体の判断は否定されるものではないと考えている。
- 総務省では、自治体DXをはじめ、行政運営の参考となる事例を収集し、周知しているところであるが、その中で、直営に戻す事例が出てくることはありうるものと考えている。

【自治労】

社会情勢が変化する中で、自治体で担う業務は多様化しているが、その中で自治体職員が直接、業務を担う方が効果的・効率的な業務も数多くあると考える。また近年では自治体においてもDXが進み、多くの業務でデジタル化が進んでいるが、デジタル化に馴染まない業務も多々存在する。その上で、自治体によって地域実情も異なることから、委託から直営にすることについて、先程の法律の主旨も踏まえ、「自治体判断」の材料として積極的な情報発信をお願いしたい。

あわせて、地方交付税の算定について、「トップランナー方式」の導入より、現業職場では人件費から委託へ比重が置かれたが、社会情勢や民間事業の取り巻く状況を踏まえ、導入以前の人件費水準に見直すことも重要と考えるが、総務省の考えはどうか。

【総務省】

積極的な情報発信については、数年に一度行革事例の収集を行っており、委託から直営化した事例も出てくることは考えられ、直営化することで効率化された、住民サービスが向上された事例が出てくれば周知することは考えられる。

地財の算定については所管外になるので回答は難しい。

要請項目 4

国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、抑

制されている自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を促進させないこと。また、民間賃金との単純比較に基づく賃金抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行するうえで、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

要請項目 4 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができる。その決定にあたっては、同一又は類似の職種の国および地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。
- また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があったところ。
- 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。
- このため、総務省としては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。
- 会計年度任用職員については、期末手当に加え、勤勉手当の支給を可能とする法改正を行うなど、これまでも適正な処遇の確保・改善に取り組んできており、必要な財源を確保してきたところ。
- また、令和7年度地方財政計画においても、令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、1,472億円を計上したところ。
- 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応してまいりたい。

【自治労】

会計年度任用職員制度は、一日の業務量がフルタイムに満たないパートタイム採用か、業務量の一時増大時や正規職員の欠員が発生した場合に一時的な採用を行えるというのが趣旨と認識しているが、フルタイム職員として恒常的に業務を継続させるといった運用をしている自治体も見受けられる。そのような制度運用は趣旨に反し不適切であるし、そのような場合は正規職員を採用し業務を行うことが必要だと考えているが総務省としてはどのようにお考えか。

【総務省】

給与の関係で出席しており、質問については幅広い勤務条件ということになるので、直接の回答になるか定かではないが、会計年度任用職員制度については、毎年度公務員部で制度の施行状況の調査等をさせていただいている。その結果に基づいて各地方公共団体に助言等を行っており、そのような事例が調査結果に記載されているか把握していないが、例年の調査、助言等を通じて会計年度任用職員制度がより適正かつ円滑に進められるよう、総務省としても引き続き対応してまいりたい。

【自治労】

会計年度任用職員の給与改定に要する経費について、2025（令和7）年度の地方財政計画には1,472億円の計上となっているが、2024（令和6）年度は4,812億円計

上されていた。減額された理由を教えてください。

【総務省】

地方財政計画にいくら積んだのかについて直接回答するのは難しい。給与改定に要する経費として1,472億円計上しているという回答にとどめたい。

【自治労】

賃金センサスについて、自治体によっては類似職種が大きくかけ離れたような比較になってしまっている。完全に一致するものではないとの回答があったが、あまりにも違う職種を比較している場合、総務省としてどのような見解をもっているのか。

【総務省】

賃金センサスについては、年齢、業務内容、雇用形態が一致していないというケースは昨年度以前もこの場で伺っており承知している。給与に関する情報の開示を進め、住民の理解と納得が得られる適切な給与とすることが重要と思っている。今ある情報で住民の方々にお示しする点では一つの手法と考えている。